議事日程(開会日) 令和元年9月5日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第35号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2 号) について
- 日程第 6 議案第36号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補 正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第37号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第38号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予 算(第2号)について
- 日程第 9 議案第39号 木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第10 議案第40号 木曽岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 日程第11 議案第41号 木曽岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第12 議案第42号 木曽岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例の制定について
- 日程第13 議案第43号 木曽岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第14 議案第44号 木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第45号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算 認定について
- 日程第16 議案第46号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第47号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第48号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定について
- 日程第19 議案第49号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入

歳出決算認定について

日程第20	議案第50号	平成30年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別
		会計歳入歳出決算認定について

- 日程第21 議案第51号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定 について
- 日程第23 報告第 4号 平成30年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第24 同意第 3号 木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて
- 日程第25 同意第 4号 木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて
- 日程第26 発議第 4号 木曽岬町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい て
- 日程第27 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願 書
- 日程第28 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める 請願書
- 日程第29 請願第 3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の 拡充を求める請願書
- 日程第30 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	鎌	田	鷹	介	君	2 番	伊	滕	厚	紀	君
3番	加	藤	眞	人	君	5番	服	部	芙-	二夫	君
6番	三	輪	_	雅	君	7番	伊	藤	律	雄	君
8番	中	Ш	和	子	君	9番	伊	藤	好	博	君

欠席議員(0名)

議場出席説明者

町 長	加藤隆	君 副 町 長	森 清秀	君
教 育 長	山 北 哲	君 総務政策課長	伊藤啓二	君
危機管理課長	小 島 裕 紹	君 会計管理者	服 部 孝 龍	君
産業課長	平 松 孝 浩	君 建設課長	内 山 幸 治	君

住 民 課 長 山 田 克 己 君 福祉健康課長 松 本 大 君 税 務 課 長 藤 井 光 利 君 教 育 課 長 伊 藤 正 典 君 代表監査委員 深 津 和 男 君

事務局出席職員

事務局長 白木 悟 議会事務局 渡辺 千智

午前 9時 0分開会

○議長(伊藤律雄君) 皆様、おはようございます。

本日は、令和元年第3回木曽岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かと諸般多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町 長を初め執行部の皆様におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、平成30年度の一般会計及び特別会計の 決算認定のほか、令和元年度の各会計補正予算並びに条例の改正案など、いずれも重要な 案件が提出されております。提出議案の内容につきましては、後ほど加藤町長より詳細な 説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましても、住民の負託に応えるべ く、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には、格段の 御理解と協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立 します。

それでは、ただいまより令和元年第3回木曽岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(伊藤律雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

2番議席、伊藤厚紀君、3番議席、加藤眞人君の御両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

〇議長(伊藤律雄君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る8月30日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議 をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いいたしま す。

- 〇6番(三輪一雅君) 議長、6番。
- ○議長(伊藤律雄君) 6番議席、三輪一雅委員長。
- ○6番(三輪一雅君) 皆様、改めまして、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る8月30日午後2時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、 地方自治法、議会運営委員会規程等に基づき、議長並びに副議長にも出席を求め、執行部 より町長及び担当課長の出席のもとに、令和元年第3回木曽岬町議会定例会における日程 及び付議事件等について協議いたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和元年度町一般会計及び特別会計の補正予算案4件、条例の改正6件、平成30年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定議案8件、報告案件1件、同意案件2件、発議案件1件、請願案件4件の合わせて26件であります。

これらの議案について、十分に内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。また、この審議議案の状況から、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議議案の状況及び委員会での審議日程などを考慮し、会期は、本日5日から20日までの16日間とし、十分な御審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の 報告並びに加藤町長よりは行政報告を行っていただくこととしております。この行政報告 が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第35号から議案第52 号までの18議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、このたび は決算承認議案がありますので、代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。 なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総 括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託し、御審議いただくことの決 定を諮っていただきます。次に、報告第4号を上程し、町長より提案理由説明を行ってい ただき、その後、担当課長より詳細説明をしていただきます。次に、同意第3号及び同意 第4号を個別に上程し、町長より提案理由の説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑 を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を 行っていただくこととしています。次に、発議第4号を上程し、提出議員より発議の趣旨 説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、討論、採決を行っていただきます。次 に、請願第1号から請願第4号までの請願書4件を審議していただきます。このたびの請 願書は委員会付託を行わず、本会議で審査していただくこととして、上程後に紹介議員か ら趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和元年第3回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に協議会室にて行い、説明の時間が不足する場合

は6日午前9時から引き続き行うことといたしておりますので、御報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は、既に配付させていただきました日程のとおり、教育民生常任委員会は9月11日午前9時から、総務建設常任委員会は9月13日午前9時から開催することといたしました。

次に、定例会の再開日は9月18日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は4名の方が通告されており、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくことといたしましたので、よろしくお願い申し上げます。なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えた後、議案第35号から議案第52号までの18議案を一括上程し、 各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、 その後に、それぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。次に、報告第4号を上程 し、質疑を行っていただきまして、議会への報告は終了といたします。

以上をもって、本会議は散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は、9月20日午前9時より再開し、議案第35号から議案第52 号までの18議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。なお、議案に対する 討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせて いただき、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の 提出について御審議をいただく予定でおります。

以上の審議の終了をもって閉会宣告をしていただき、令和元年第3回木曽岬町議会定例 会は閉会とされます。

なお、常任委員会ごとに委員会の所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間 を設けていただくことで御了解いただきましたことをあわせて御報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和元年9月5日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございました。

議会運営委員の皆様、どうも御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日9月5日から9月20日までの16日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から9月20日までの16日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

〇議長(伊藤律雄君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告。

まず、三重県町村議長会理事会の報告ですが、議長になってからすぐに全国議長、副議長研修会に出席をさせていただき、町村議会議員の報酬等のあり方や町村議会特別表彰を受賞された3町村の議会の取り組みを聞き、当町の議会では取り組むべき課題があることを痛感しました。また、県議長会定期総会が7月31日に開催され、会務の報告及び国、県の要望提出議題の決議を行いました。

8月29日には、県関係部長との意見交換を行い、木曽岬町から要望がある湛水防除事業における排水対策に係る基準の見直しや木曽岬干拓地の土地利用について、細部にわたり要望させていただきました。

桑名広域清掃議会議員として、今年度1月から監査委員をさせていただき、月に1度の 監査をさせていただいております。清掃組合の主催の勉強会にも出席させていただき、新 ごみ処理場現場視察や予算及び今後の管理体制について勉強させていただきました。新ご み処理施設は、9月2日に火入れ式を行い、また、1月、本格的な稼働に向け、ごみの受 け入れを始めます。8月5日の第2回定例会において、歳入歳出の決算及び補正予算を議 決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

- ○議長(伊藤律雄君) 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。 加藤町長より行政報告をお願いいたします。
- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆君)** 改めて、皆さん、おはようございます。

昨夜から未明にかけて三重県下各地を襲った記録的な豪雨、この北勢地域でも局地的な豪雨に見舞われまして、四日市市では時間雨量が121ミリと猛烈な雨を記録し、記録的短時間大雨情報が発表され、東員町さんでは一部の地域で氾濫が起き、三重県下では初めて大雨による警戒レベル5が発令されました。四日市市、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、菰野町、朝日町、そして東員町には、土砂災害警報情報も発令されております。

当町においても、昨夜来、最大時間雨量が60ミリの豪雨を観測いたしましたが、幸いにも短時間でおさまったことから、大きな被害の報告は現在のところ受けておりません。 被災をされた皆さん方を初め、今なお避難やら警戒体制をとっていらっしゃる各市町の皆 さん方に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。 さて、本日、令和元年第3回の木曽岬町議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。今期定例会には、上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案、また、各会計決算の認定など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ十分に御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせて いただきます。

まず、先日の伊勢湾台風60年防災訓練及び木曽岬町防災訓練について御報告を申し上 げます。

まずは、御参加をいただいた町議会の皆さん方を初め、大勢の町民の皆さん方並びに三 重県及びいなべ市や国、県、それぞれの分野の全ての関係機関の皆さん方に感謝を申し上 げる次第でございます。

今年は、当町に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風から60年という節目の年に当たります。60年が経過する中、私は、伊勢湾台風による災害を風化させてはならない、とうとい教訓を伝えていかなければならないとの思いから、三重県に対し、60年の節目となることし、広域で連携をとって防災訓練の開催を要望いたしてまいりました。防災の日である9月1日に、三重県及び桑員2市2町が合同で主催する伊勢湾台風60年防災訓練及び木曽岬町防災訓練として実施いたしたところでございます。

このたびの訓練では、スーパー伊勢湾台風を想定し、広域避難訓練や実践的な講演、避難時機を逸し孤立した住民の救出活動を行うなど、市町域を超えた広域避難における行動や、問題点、課題などの検証と、町民の皆さんの防災意識の向上を図ることを目的に開催し、町民の皆さんや各関係機関など合わせて1,000人余の方々に御参加いただきました。

当日の訓練は、避難困難者の方々にはいなべ市さんへの広域避難訓練に参加いただき、 他の皆さん方には町民ホールで行った広域避難講演会への参加の後、各自主防災会単位で 訓練をしていただきました。

広域避難講演会では、山陽新聞社、総社支局長の古川和宏氏を講師にお迎えし、昨年の 平成30年7月豪雨で岡山県倉敷市真備町における被災体験をもとに、長期避難の重要性 について講演いただきました。改めて豪雨災害の恐ろしさと早期避難の大切さを痛感いた したところでございます。

近年、全国各地で発生する局地的な短時間豪雨、8月末にも九州北部地方から山陰地方にかけて記録的短時間大雨情報とあわせ大雨特別警報が発令され、甚大な被害が発生いたしました。改めて被害を受けられた方々、被災地の皆さん方に心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

今や、局地的な豪雨はいつどこで起きても不思議ではございません。大きな災害の発生

が危惧されている今だからこそ、早期避難の大切さ、自助、共助、そして公助の重要性など、町民の皆さんと行政とが連携をとって、安全で迅速かつ的確な避難行動を初め、皆さんの防災意識を高め、今後もこうした訓練に住民の皆さん方が一人でも多く参加いただき、安全安心の町の基盤をしっかりと築いていきたいと考えております。

次に、桑名広域清掃事業組合可燃ごみ処理施設の火入れ式について御報告をさせていた だきます。

去る9月2日、桑名広域清掃事業組合可燃ごみ処理施設の火入れ式が行われました。この施設は、桑名市、東員町、そして、私ども木曽岬町を枠組みとして、新たに建設を進めている新可燃ごみ処理施設で、このほど可燃ごみ焼却の試験運転開始に向けた火入れ式が行われたものでございます。

新しい可燃ごみ処理施設は、ストーカ式焼却炉を2基備え、1日に174トンのごみを 処理できる能力を持ち、今後、9月16日からいよいよ可燃ごみ全量を搬入し、焼却が開 始される予定でございます。

そして、翌9月17日をもって、三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの製造、搬出が終了となります。新しい可燃ごみ処理施設は、約3カ月半の試験運転期間を経て12月の末に完成し、来年1月からの本格稼働となる予定でございます。

現在、広域清掃においては現地見学会も行われており、本年の7月には当町の区長会の皆さん方にも建設中の施設を視察していただきました。完成後も多くの皆様方に施設見学をいただく機会を設けるなど、今後も町のごみ処理問題に対して御理解と御協力が得られるよう取り組んでまいります。

最後に、木曽岬干拓地の工業用地第1期分譲の申し込み状況について報告をさせていた だきます。

木曽岬干拓地の工業用地の第1期分譲は、本年2月の申し込み開始以来、これまでに14社の企業から申し込みを受けております。本年3月には名古屋市に本社を持つ株式会社ワードの誘致が決定し、立地協定を締結いたしました。

その後の状況について報告をさせていただきます。

8月末までに受け付け順に10社の企業に対し、現地の案内や操業計画などを県とともに検証させていただき、追加申し込みも含めて4社の企業への分譲が決定いたしました。この4社の内訳でございますが、既に誘致を決定した株式会社ワードを含む愛知県の製造業者が2社で1.7~クタール、また、弥富市内で操業されている建設業者が1社で1.1~クタール、東京都に本社を持つ物流業者が1社で6.1~クタールでございます。

特に6.1~クタールの分譲を決定した物流業者は、現在、弥富市内でも操業されているESR株式会社でございまして、同社が操業するレッドウッド弥富と同様なスロープ式マルチテナント型の倉庫を干拓地におきましても計画されており、その規模は鉄筋・鉄骨コンクリート造り4階建てで、計画延床面積は12万8,000平方メートル余りに及ぶ

大規模な物流倉庫でございます。このたび分譲を決定した4社とは今月以降に順次立地協 定を締結する予定で、三重県と現在調整を進めております。

これらの分譲が決定したことで、干拓地の第1期分譲地12へクタールのうち8.9へクタールの売買が決定することになりますので、残る3へクタール余りの用地については、三重県とともに申し込み企業との協議を行い、さらなる誘致決定を目指し、町の雇用拡大と財政の安定化につながるよう努めてまいります。あわせて、第2期分譲に向けた分譲要件などについても、現在、三重県と調整しておりますので、早期に分譲開始を行えるよう努めてまいる所存でございます。

以上のことを申し上げ、令和元年第3回定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。

○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 5 議案第35号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号) について
- 日程第 6 議案第36号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第37号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第38号 令和元年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第 9 議案第39号 木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第10 議案第40号 木曽岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第11 議案第41号 木曽岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第42号 木曽岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第13 議案第43号 木曽岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第14 議案第44号 木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて
- 日程第15 議案第45号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認 定について
- 日程第16 議案第46号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定について

- 日程第17 議案第47号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第48号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳 出決算認定について
- 日程第19 議案第49号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳 出決算認定について
- 日程第20 議案第50号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第51号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定に ついて
- ○議長(伊藤律雄君) 日程第5、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号)についてから日程第22、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてまでの18議題を一括上程し、これを議題といたします。

上程いたしました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

- ○議長(伊藤律雄君) 会議議件名の朗読が終わりました。 ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。
- 〇町長(加藤 降君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆君)** それでは、ただいま上程を賜りました日程 5、議案第 3 5 号から 日程 2 2、議案第 5 2 号までの 1 8 議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程5、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ3億3,900万円を追加し、予算総額を33億1,100万円とするものでございます。

その主な歳入の補正内容を申し上げますと、地方税では、町内事業所の決算に基づく法 人税の追加、国、県支出金では、小学校大規模改修補助金交付内示に係る補助金の計上や、 幼児教育・保育無償化に係るシステム改修補助金の追加、寄附金では、ふるさと応援基金 の納付状況から追加するものでございます。

また、町債では、小学校大規模改修事業の施行に伴う新たな教育・福祉施設等整備事業 債を計上するものでございます。

繰入金においては、税収の増加や、前年度からの繰越金が確定し、増額となったことか

ら財源確保が図られ、財政調整基金及び減債基金からの繰入金を減額するものでございます。

以上が主な歳入予算の補正でございます。

次に、主な歳出の補正内容でございますが、総務費の総務管理費では、ふるさと応援寄附金増に伴う返礼品や関連経費の追加と積立金の増額、民生費では、幼児教育・保育無償化に係るシステム改修費の追加、教育費では、小学校大規模改修事業交付内示に伴うトイレ等改修事業費を計上するものでございます。

最後に、公債費では、高利率の町債元金の繰り上げ償還費を新たに計上するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。

次に、日程6、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ522万3,000円を追加し、予算総額を8億3,922万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、平成30年度決算により本年度 への繰越額が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、既決予算 を精査させていただくものでございます。

歳出につきましては、前年度の県保険給付費交付金の精算により、返納金を追加させていただくものでございます。

次に、日程7、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ674万8,000円を追加し、予算総額を1億4,374万8,000円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、平成30年度決算により本年度への繰越額が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、既決予算を精査させていただくものでございます。

歳出につきましても、保険料の本算定に伴い、広域連合への納付金を精査させていただくものでございます。

次に、日程8、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正 予算(第2号)についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ184万円を追 加し、予算総額を5億2,470万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、歳入におきましては、本算定による介護保険料及び前年 度会計からの繰越金を精査するほか、支払基金交付金、県支出金などを追加補正するもの でございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分について、国及び県支 出金が確定したことから、過年度還付金を追加計上しております。 次に、日程9、議案第39号、木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の一部が改正されたことにより、現行の木曽岬町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程10、議案第40号、木曽岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本改正も前号と同様な理由により、これに基づく木曽岬町職員の旅費に関する条例についても一部を改正するものでございます。

次に、日程11、議案第41号、木曽岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例における合計職員数に錯誤があったことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、日程12、議案第42号、木曽岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年11月5日から旧姓での印鑑登録ができるようになることや、令和2年1月6日からマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで印鑑証明書などの交付サービスが開始されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程13、議案第43号、木曽岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の子どものための教育・保育給付の認定と新設される子育てのための施設等利用給付の認定が区別されたことから、改正を行うものでございます。

次に、日程14、議案第44号、木曽岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、略称及び食事の提供に要する費用の取り扱いの変更など所要の規定整備をするため、現行条例を改正するものでございます。

次に、日程15、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出 決算認定についてでございます。

平成30年度町一般会計決算の歳入総額は29億6,311万9,066円、歳出総額は28億5,375万9,212円で、歳入歳出差引額が1億935万9,854円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が1,067万5,000円となり、実質収支額は9,868万4,854円となりました。

なお、この実質収支額に対し、地方自治法第233条の2の規定による措置として5,000万円を基金に繰り入れ、次年度に4,868万4,854円を繰り越す決算といたしております。この決算額を前年度と比較しますと、歳入で11億7,419万7,160円、率にして28.3%の減額、歳出では11億2,156万206円、率にして28.2%の減額となりました。減額の主な要因は、平成25年度から重点的に進めてきた町内

の避難所整備事業の最終年度となったことによるものでございます。

歳入の主なものとしては、町税では、9億8,007万1,222円の収入で、対前年 比173万円、0.17%の増額となりました。

地方交付税においては、総額で8億8,086万5,000円の収入ですが、普通交付税で需要額の算定項目が変更されたことや、特別交付税でも防災事業の減により単独事業費が減少したことなどから、前年度に比べ2,477万円、2.7%の減額となりました。

国庫支出金も防災施設事業補助金の減により、1億2,549万円、36.5%の減額となり、県支出金でも複合型施設の完了により木質化交付金(県民税交付金)が減となったことなどから、2,267万円、12.7%の減額となりました。

寄附金では、ふるさと応援基金の伸びにより、1, 983万円、61.2%の増額となりました。

そのほかの重立った歳入といたしましては、複合型施設の完了や防災拠点施設が最終年度となったことから、繰入金が昨年度に比べ9億8,240万円の減額となっております。

次に、歳出の主なものを目的別に申し上げますと、議会費の決算額では5,470万7,082円となり、議員報酬及び職員の人件費の支出、議会広報紙の発行や議会研修などの経費で、対前年比0.7%の増額でございます。

次に、総務費の決算額は5億6,747万6,388円で、複合型施設建設事業の完了などから、前年度より8億6,220万円の減額となっております。

職員人件費及び庁舎、公用車などの財産管理経費並びに自主運行バスの運行委託費、木 曽岬干拓の排水機場運転管理費、高度情報処理費などの定常的な支出に加え、町政施行3 0周年記念事業経費を支出しております。

次に、民生費の決算額は6億5,260万4,271円であり、こども園施設改修工事の完了などから、前年度より2,291万円の減額となっております。

老人福祉、児童福祉、障がい者福祉などの扶助費及び保育所の運営経費などの支出を初め、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、それぞれの特別会計へは、総額で2億461万4,161円を繰り出しております。

衛生費の決算では、2億3,155万5,876円となり、健康づくりのための健康診断及び予防接種並びにし尿処理の負担金を桑名・員弁広域連合へ767万円、ごみ処理の負担金を桑名広域清掃事業組合へ8,985万円を支出しております。

次に、農林水産業費の決算額は2億3,411万5,645円でございますが、県営港水防除事業予算の増額などにより、前年度より760万円の増額となっております。主に土地改良事業や地籍調査事業、需給調整推進対策事業などに要した費用となっております。また、農業集落排水事業特別会計へは5,813万円の繰り出しを行っております。

次に、商工費の決算額は1,408万3,344円となり、鍋田川堤防の桜の維持管理費や、商工会、町観光協会への補助金を支出しております。

次に、土木費の決算額は4億1,578万4,344円となっており、町道雁ヶ地・福崎線の整備により、前年度より4,355万円の増額となっております。町道の維持管理経費及び新設改良工事並びに都市公園などの管理費が主なものでございます。

なお、土木費から公共下水道事業特別会計へは2億1,419万1,000円の繰り出しを行っており、農業集落排水事業特別会計への繰出金を合わせますと、2億7,232万1,000円をし尿処理及び生活排水処理のための費用の一部として一般会計から支出したこととなります。

次に、消防費の決算額は2億4,094万7,000円となっており、防災施設整備事業の減により前年度より2億7,246万円の減額となっております。主に消防と救急業務の事務委託料に8,104万円を支出し、災害対策費では、南部地区津波避難タワー及び防災行政無線無停電電源装置更新工事などを実施いたしました。また、新たに防災避難路整備事業として、町道田代小学校線の用地測量を実施いたしました。

最後に、教育費の決算額は2億9,729万5,447円となっております。図書館整備事業の完了などにより、前年度より5,523万円の減額となっております。小中学校及び幼稚園でのよりきめ細やかな教育の充実や施設環境の整備、文化・スポーツ振興など社会教育の充実のための諸施策を実施いたしました。

以上が平成30年度決算の主な歳入歳出の状況でございます。

この決算の内容を分析しますと、町税が33.1%、地方交付税が29.7%、国県支出金が12.6%、町債の8.1%が主な歳入の構成割合となっており、町税や使用料などの自主財源が37.4%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が62.6%と、自主財源比率が前年度に比べ8.9ポイント下降いたしました。これは、防災事業の事業費の減により、基金からの繰り入れが昨年度に比べ9億8,240万円と大きく減額となったことなどが影響し、自主財源の比率が下降したものでございます。

平成30年度の財政力指数は0.533で、前年度に比べ0.011ポイント上昇しましたが、引き続き財政事情の厳しい中でさまざまな行財政課題に対処するためには、計画的かつ弾力性を持った財政運営に一層の努力を払っていく必要があると考えているところでございます。

次に、日程16、議案第46号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で8億4,940万6,171円、歳出総額では8億3,553万9,628円となり、実質収支額は1,386万6,543円となりました。この額が令和元年度への繰越額となるものでございます。

平成30年度の概要を申し上げますと、被保険者数は1,674人で、前年度より65人減少しており、医療費の保険者負担額は5億6,240万円と、前年度と比較して494万円の増額、率にして0.9%上昇しました。この主な要因は、被保険者数は減少しているものの、がん治療などによる高額医療費が伸びており、1人当たりの医療費が増加し

たものによるものです。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で94.6%、前年度と比較して2.2% の上昇となりました。これは、臨戸訪問による滞納整理を毎月実施したことによるもので、 今後も引き続き行い、収納率の向上に努めてまいります。

次に、日程17、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億3,680万3,641円、歳出総額では1億3,512万1,011円となり、実質収支額は168万2,630円となりました。この額が令和元年度への繰越額となるものでございます。

平成30年度の概要を申し上げますと、被保険者数は924人で前年度より44人増加しており、医療費の保険者負担額は6億5,686万円と前年度と比較して2,202万円の減少、率にして3.2%減少しました。

要因といたしましては、医療費は被保険者の増加により年々増加してきましたが、本年度においては、前年度医療費の急激な伸びに対し、一旦落ちつきを見せたものと考えております。今後も高齢化が急速に進み、医療費は増加の一途をたどることが予測されることから、国保同様に健康診査の受診率を高めるほか、保健事業などの予防手段も積極的に行い、早期発見、早期治療を図っていく必要があると考えております。

次に、日程18、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定についてでございますが、平成30年度における65歳以上の第1号被 保険者数は2,005人で、前年度より28人、1.4%増加しており、高齢化率は31. 8%、また、要介護認定者数は249人で、前年度の228人と比較して21人の増加と なっております。

平成30年度の本会計決算額は、歳入総額が5億88万669円、歳出総額4億9,558万4,532円で、実質収支額は529万6,137円となりました。歳入におきましては、保険料と保険給付費等に係る公費負担金が主なもので、そのほかには前年度の繰越金でございます。

歳出の主なものは要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、全体支出額の89.8%を占めており、前年度より約2,900万円の増額となりました。保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅サービスが29.9%、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが50.3%を占めております。そのほかには、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や、平成30年度から直営化いたしました地域包括支援センター事業などを実施いたしました。

次に、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で472万1,288円、歳出総額では464万2,462円となり、実質収支額は7万8,826円で、この額が令和元年度への繰越金額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では、保有財産の貸し付け収入が主なもので、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用 及び保有財産の貸し付け収入を町一般会計へ繰り出した決算となっております。

平成30年度においては、県営水環境整備事業の完了により、本会計で取得した公園用地2,393平方メートルを191万4,400円で一般会計へ買い戻しを行っております。

次に、日程20、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成30年度における農業集落排水事業4処理区の概要として、処理区域内人口が2,220人に対しまして水洗化人口は2,216人で、水洗化率は99.8%と前年度より0.1%上昇しました。

決算額は、歳入総額が8,927万1,572円、歳出総額が8,581万3,734円で、実質収支額は345万7,838円を令和元年度へ繰り越しをいたします。

主な歳入としましては、下水道使用料2,555万8,960円や、一般会計予算からの繰入金5,813万円などとなっております。

次に、歳出ですが、一般事務や料金の賦課徴収、下水道施設の運転管理、機器の維持修繕などに要する施設管理費が5,084万3,570円、また、施設建設に要した地方債の元利償還金に当たる公債費が3,497万164円でございます。

次に、日程21、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算年度における概要として、処理区域内人口4,048人に対し水洗化人口は4,002人で、水洗化率は98.9%と前年度に比べて0.1ポイント増となりました。

決算は、歳入総額が3億1,471万2,514円、歳出総額が3億1,013万2,76円となり、実質収支額は357万9,738円で、この額を令和元年度へ繰り越しをいたします。

主な歳入は、下水道使用料4,368万5,822円や一般会計予算からの繰入金2億1,419万1,000円、起債(下水道事業債)2,380万円、国庫支出金2,788万6,000円などでございます。

次に、歳出ですが、料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、下水道施設の維持修繕や 更新に要する経費といった施設管理費が1億5,699万6,742円、施設建設に要し た地方債の元利償還金である公債費が1億5,313万6,034円でございます。

平成30年度は、下水道長寿命化計画に基づくマンホールポンプの更新工事や処理場の 電気設備更新工事に着手いたしました。

次に、日程22、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算 認定についてでございます。

会計年度中の業務の概要を申し上げますと、給水栓数は2,640戸で、前年度に比べ

2カ所ふえました。年間配水量は96万9,932立方メートル、日平均配水量は契約水量4,800立方メートルに対して2,657立方メートルとなっております。有収水量は90万6,870立方メートルで、前年度から1万4,721立方メートル増加しましたが、有収率は93.5%で、前年から2.2ポイントの減となりました。

次に、平成30年度の収益的収入と支出でございますが、水道使用料などの営業収益を 主とする収入の決算額は2億94万8,190円となりました。また、支出の決算額は、 この収益を得るために要した水道事業費用として2億355万716円となりました。

平成30年度の純損失は323万9,394円、前年度より46万円余り損失が増加した決算となりました。これは、営業外収入での受取利息及び配当金において、前年度より預金利息が減となったことに起因するものでございます。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算は、収入が木曽岬干拓地への 給水に伴う分水施設関連工事の三重県からの負担金及び新規5件、臨時2件の加入者負担 金、支出では、分水施設関連工事に伴う三重県企業庁への委託料や、計画的に進めており ます老朽化した配水管の布設替え工事と量水器の購入費でございます。

以上、上程を賜りました18議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては、それぞれ所管課長が説明させていただきますので、十分な 御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、平成30年度の町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、それ ぞれの会計歳入歳出に関して、決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委 員より決算監査報告を行っていただきます。

- 〇代表監査委員(深津和男君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 深津監査委員さん。
- 〇代表監査委員(深津和男君) それでは、御指名がありましたので、監査委員2名を代表 いたしまして、平成30年度木曽岬町各会計決算に関する審査結果を御報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月11日に平成30年度木曽岬町水道事業会計を行い、7月17日、18日、19日の3日間にわたる日程で、平成30年度の木曽岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、伊藤好博監査委員とともに、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、議会第2委員会室において対面による審査を実施し、7月19日には関係者の御出席をいただいて講評を行いました。

審査に当たって、私たちは町長から提出されました各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、 これらが地方自治法、木曽岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどう か、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き、関係者の説明を聞き取 りし、あわせて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書 類との照合等、通常実施すべき審査の手続を実施いたしました。

その結果、いずれの会計も、歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曽岬町条例、関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類について審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、 その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると 認められました。

審査の結果の詳細は、既に皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、総括的意見につきましては審査意見書に明記しましたが、歳入面においては、一般会計では税収の収納率は前年度より若干減少しましたが、国民健康保険特別会計では収納率の向上が見受けられました。また、不納欠損処分に関しては、新たに介護保険特別会計で計上され、国民健康保険特別会計及び公共下水道事業特別会計では、昨年より不納欠損処分額が増加しております。

こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収に当たっては積極的な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点からなお一層の努力が望まれるところです。

また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り投資効果を生み出すとともに、 より効率的な運営と進行管理により、年度末によく予算を点検して多額な不用額が生じない よう努めていただきたいと考えます。

そして、各種団体等に対する補助金に関しては、公益性の観点から、交付後の活用実態を 把握し、絶えず点検、見直しするよう心がけ、団体育成の観点からもより適正な執行と管理 に努めていただきたいと考えます。

最後に、複合型施設や津波避難タワー等、防災諸施設整備の大型プロジェクトも一段落し、 また、木曽岬干拓地もようやく動き始め、今後とも施策の展開に当たっては中長期の財政計 画のもと特定財源を確保するなど、財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み 続けることができる住民自治活動の補助金を有効活用するなど、災害に対する安全性を高め、 自然を生かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開、 人づくりに向け、さらなる多方面の取り組みに期待いたします。

以上で、令和元年度決算審査報告を終わります。

令和元年9月5日、代表監査委員、深津和男。

以上でございます。

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございました。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案については、総括質疑の事前通告を昨日9月4日正午までに受け付けしましたが、その間、通告がございませんでしたので、このことを報告し、 総括質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題としております日程第5、議案第35号から日程第22、議案第52号までの18議案を各常任委員会に付託することにしたいと思います。総務建設常任委員会に付託する議案は、議案第35号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第39号から議案第42号までと、議案第45号の一般会計歳入歳出決算認定のうち所管の部分、議案第49号から議案第52号までの10議案を、また、教育民生常任委員会に付託する議案は、議案第35号の一般会計補正予算のうち所管部分、議案第36号から議案第38号、議案第43号及び議案第44号、議案第45号の一般会計歳入歳出の決算認定のうち所管の部分、議案第46号から議案第48号までの10議案を、それぞれの所管の委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第35号から日程 第22、議案第52号までの18議案は、それぞれの所管する常任委員会に付託すること に決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時半からといたします。よろしくお願いします。

午前10時10分休憩午前10時30分再開

○議長(伊藤律雄君) 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第23 報告第4号 平成30年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不 足比率の報告について

○議長(伊藤律雄君) 次に、日程第23、報告第4号、平成30年度決算に基づく木曽 岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長。
- 〇町長(加藤 隆君) それでは、ただいま上程を賜りました日程23、報告第4号、平成30年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、平成30年度決算に基づく木曽岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意

見を付しまして、議会に報告させていただくものでございます。

以上、上程を賜りました報告案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては総務政策課長から説明いたしますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

- 〇総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(伊藤啓二君) それでは、報告第4号、平成30年度決算に基づく木曽 岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化比率、資金不足比率について、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告するというものでございます。

おめくりをいただきまして、健全化判断比率、資金不足比率の内容につきまして説明を させていただきます。

この報告は、地方公共団体の深刻な財政悪化を未然に防止することを目的として、表題 にありました地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく財政指標を報告申し上げる ものでございまして、平成20年度から施行されたものでございます。

上段の表が法第3条1項に定める健全化判断比率でございまして、実質赤字比率、連結 実質赤字比率、実質公債費率及び将来負担比率の4項目となります。また、下段が法第2 2条第1項の定めによります公営企業会計を対象とした資金不足比率となっております。 この比率が基準値以上になりますと、財政健全化のために再生計画を策定しなければなり ません。

まず、上段の①の実質赤字比率は、一般会計と土地取得会計を加えた普通会計と呼ばれる会計区分におきまして、資料の最上段の標準財政規模20億7,275万2,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。

今期の決算で、一般会計は9,868万4,854円の黒字、土地取得会計でも7万8,826円の黒字で、国の示す早期健全化基準値が15%、財政健全化基準値が20%でございますので、いずれも該当するところではございませんでした。

次の②の連結実質赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結したもので、 この全ての会計の赤字額と標準財政規模との比率で、水道事業会計では単年度収支で赤字 となりましたが、補塡する剰余金を有しておりますことから、今期の決算ではいずれの会 計にも赤字が生じておりませんので、算定指数はなく、該当はございませんでした。

次の③の実質公債費率は、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3カ年の平均値でございまして、算定指数は2.5%、前年が2.7%でマイナス0.2%となりました。

平成30年度においては土木債や総務債、農林水産事業債などを発行いたしましたが、近年、借り入れの庁舎建設債などの防災事業債の元金償還がまだ始まっていないことや、過去の道路事業債、下水道事業債などの償還ピークが終っていることから、比率の減少につながったものでございます。また、29年度の決算における実質公債比率の県下の平均値は6.7%、全国の平均値は6.9%となっております。

次に、④の将来負担比率でございますが、一般会計の地方債の現在高に企業会計の借入金、広域連合などの一部事務組合等の町の負担見込み額、設立法人の町負担見込み額を合わせたものなど、町の背負う全ての負債、負担金から、町が保有する基金の総額、地方債の償還に際し、交付税に参入される基準財政需要額の参入額を差し引いたものを標準財政規模で割ったものが、この将来負担比率となります。

木曽岬町では、負担額より基金や交付税などの充当可能財源が上回っており、算定指数がございません。これは、借入金よりも保有する財源や資産などが上回っているということでございます。ちなみに、平成29年度の決算の報告では、同様に算定指数のなかった市町は、県下では13団体に限ったことでございます。

次に、下段の資金収支比率でございますが、水道や下水道など、それぞれの企業会計ご とに資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率でございます。

木曽岬町の水道事業は、流動負債を流動資産が大きく上回ることや、農業集落排水事業 特別会計及び公共下水道事業特別会計は町からの繰り入れを行いましたのでいずれも不足 額を生ずることはなく、算定指数はございません。

説明は以上でございます。

報告書の次に添付させていただきました監査委員の報告書を踏まえまして、報告第4号、 財政健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤律雄君) 事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案質疑は9月18日に行います。

日程第24 同意第3号 木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(伊藤律雄君) 次に、日程第24、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長。
- **〇町長(加藤 隆君)** それでは、ただいま上程を賜りました日程24、同意第3号、木 曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申 し上げます。

木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の伊藤秀義氏は、令和元年9月30日をもって任 期満了となることから、新たに黒宮重生氏を委員に選任しようとするものでございます。

同氏は、認定農業者として長年農業経営に携われる中、下水道事業運営委員を初め町行政委員会委員の経験もあることから、納税者の代表として公正、中立的な立場から、評価の適正を図る同委員として御活躍いただけるものと思っております。御同意をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、総務政策課長から説明をさせていただきますので、よろし くお願いいたします。

- ○議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりました。 続いて、事務当局の詳細説明を求めます。
- 〇総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 伊藤総務政策課長。
- ○総務政策課長(伊藤啓二君) それでは、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員 会委員の選任につき同意を求めることについての説明をさせていただきます。

次の者を木曽岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条 第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

下段の提案理由でございます。

木曽岬町固定資産評価審査委員、伊藤秀義氏は、令和元年9月30日付で任期満了する ことから、黒宮重生氏を固定資産評価審査委員会委員に選任しようとするものでございま す。

選任する方の住所は、三重県桑名郡木曽岬町大字雁ヶ地662番地、氏名は黒宮重生氏、 生年月日は、昭和35年1月1日生まれの方でございます。

木曽岬町固定資産審査委員会委員の伊藤秀義氏でございますが、同氏は平成19年の10月1日に選任いただき、このたび9月30日をもって4期目の任期の満了となります。このことから、新たに黒宮重生氏を委員として選任するものでございます。

同氏は、先ほどの提案理由説明でもございましたように、町の認定農業者として長年農業経営に携わられ、後継者の育成に努められる傍ら、町の下水道事業運営委員会や下水道使用料の検討委員会委員など行政委員としての経験もあることから、納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員としての御活躍を期待いただけるものと思っておりますので、同委員に選任しようとするものでございます。御同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○議長(伊藤律雄君) 事務当局の詳細説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。 同意第3号について、質疑がある方は御発言ください。
- 〇8番(中川和子君) 議長、8番。

- 〇議長(伊藤律雄君) 8番議席、中川和子君。
- ○8番(中川和子君) まず、1点確認ですが、今、平成19年の10月1日から4期務められたというのは伊藤秀義氏のことですね。その後の説明が黒宮重生氏の説明に変わっていったような感じがしたので、それを確認したいのと、提案理由説明の中に、下水道事業運営委員を初め町行政委員会委員の経験もあると言われましたが、黒宮重生さんにおかれましては、今、実際、下水道事業運営委員もされております。こんな狭い地域ですので、なるべく委員さんは重ならないほうがいいのかなということも感じております。

今、行政委員会委員はされてはいないんですよね、その確認です。 以上です。

- 〇総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 伊藤総務政策課長。
- 〇総務政策課長(伊藤啓二君) まず、1点目の伊藤秀義氏の任期でございますが、説明をさせていただきましたように、平成19年の10月1日から今年9月30日までで4期を務めていただき任期満了を迎えるということで、このたびの黒宮重生氏は、今年10月1日以降の新たな委員として選任をお願いしたいと思います。

そして、黒宮重生氏の行政委員の状況でございますが、説明をさせていただきましたように、下水道の事業の運営委員会に3期携わっていただきまして、本年度より新たに下水道使用料等の検討委員会の委員などを、今現在、歴任いただいております。

そして、固定資産審査委員会の委員さんなんですが、広くという立場の中でということ でございますが、現在、固定資産の評価審査委員さんは今の現在の伊藤秀義さんを含めて、 あと、ほか2名で、3名の方が選任いただいております。

この選任方法といたしましては、町のほうとしては広く各地からということを踏まえまして、川東地区から1名、川西地区から1名、源緑輪中地区から1名というような中で過去に選任をさせていただきながら、同意をいただいてまいりました。

このたびの伊藤秀義氏でございますが、現在、川先ということで、川西地区からの選任 でございますので、同地区における川西地区でのほかの方の中から、このたび脇付地区の 黒宮重生氏を選任いただきたく上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(伊藤律雄君) 中川和子君、よろしいですか。
- 〇8番(中川和子君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 中川和子君。
- **〇8番(中川和子君)** もう一点確認したんですが、行政委員会委員は今はなされていないということでよろしいですか。

それから、下水道運営委員を3期されて、今は使用料等の検討委員会に入られているということで、それと固定資産の評価委員と2つの委員会に属されるわけですが、これは問

題ないということでよろしいですか。

- 〇総務政策課長(伊藤啓二君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 伊藤総務政策課長。
- ○総務政策課長(伊藤啓二君) 先ほども言ったように、今現在の下水道使用料の検討委員会は町のほうの行政委員ではないので、失礼いたしました。この役は訂正させていただきます。

それから、今までの過去の農業の経験であったりとか、過去の行政委員も歴任されています。特にこの問題はないというふうに思い、選任をお願いするということで上程させていただきました。

以上でございます。

○議長(伊藤律雄君) よろしいですか。

ほかに御質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これ、 御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略し、直ち に採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第24、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり選任することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

〇議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり選任することに決定いたしました。

日程第25 同意第4号 木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ

て

○議長(伊藤律雄君) 続いて、日程第25、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

それでは、加藤町長に提案理由説明を求めます。

- 〇町長(加藤 隆君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長。

〇町長(加藤 隆君) それでは、ただいま上程を賜りました日程25、同意第4号、木 曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

教育委員会委員、宮崎佐和氏が令和元年9月30日に任期満了となることから、宮崎氏に再任のお願いをすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、同意を求めるものでございます。

宮崎佐和氏におかれましては、人格も高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し見識 を有し、適任と確信をいたしております。

なお、細部につきましては、教育課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願い 申し上げます。

- 〇議長(伊藤律雄君) 加藤町長の提案理由説明が終わりましたが、続いて、事務当局の 詳細な説明を求めます。
- 〇教育課長(伊藤正典君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 伊藤教育課長。
- **〇教育課長(伊藤正典君)** 同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての御説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する 法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曽岬町教育委員会委員、宮崎佐和氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、教育委員に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由である。

任命しようとする者として、住所、桑名郡木曽岬町大字西対海地28番地3、氏名、宮崎佐和、生年月日、昭和48年9月27日。

再任をお願いする宮崎佐和氏におかれましては、平成28年10月1日に委員として就任して以来、女性委員として、また、保護者の立場からさまざまな課題を抱える教育の現状や、当町の教育振興、子どもたちの健全育成のため、開かれた教育行政を推進していただいてまいりました。

宮崎氏におかれましては、人格的にもすぐれておられ、教育、学術及び文化の各分野に対しての造詣は深く、高い識見をお持ちでありますことから、引き続き、教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方には御同意いただきたくお願い申し上げるものでございます。

なお、御同意いただいた場合での任期は、令和5年9月30日までの4年間となります。 よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤律雄君) 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第4号について、質疑のある方は御発言ください。

質疑ございませんですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これ に御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。よって、討論を省略し、直ち に採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第25、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。起立全員です。したがって、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第26 発議第4号 木曽岬町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

〇議長(伊藤律雄君) 次に、日程第26、発議第4号、木曽岬町議会会議規則の一部を 改正する規則の制定についてを上程し、これを議題といたします。

ここで、提出議員より趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

- 〇6番(三輪一雅君) 議長、6番。
- 〇議長(伊藤律雄君) 6番、三輪一雅君。
- ○6番(三輪一雅君) 私は、発議第4号、木曽岬町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定についての説明をさせていただきます。

提案理由としまして、会議録には、会議録原本と配付用会議録の2種類がありまして、 会議録を明確にするため、本会議規則を改正する必要があります。これが議案の提出理由 でございます。

以上でございます。

- ○議長(伊藤律雄君) 提案理由説明を事務局長にいたさせます。
- **○議会事務局長(白木 悟君)** それでは、発議第4号、木曽岬町議会会議規則の一部を 改正する条例の制定について。

木曽岬町議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提出者といたしましては、木曽岬町議会議員、三輪一雅。賛成議員といたしましては、

木曽岬町議会議員、加藤眞人議員でございます。

提案理由につきましては、先ほど聞いたように説明があったとおりでございます。

次のページをおめくりください。

会議規則でございますけれども、木曽岬町会議規則の一部を、126条中124条を前条に改めるものでございます。

附則といたしましては、この規則は公布の日から施行するものでございます。

参考といたしまして、次のページに新旧対照表を記載してございますので、御一読ください。

以上でございます。

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございました。

これより発議第4号、会議規則改正案に対する質疑に入ります。この件に質疑がある方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思いますが、これ、 異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認め、よって、質疑を終わります。

よって、討論に入りますが、討論のある方は御発言ください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 討論ないようですので、これより上程されております議案採決に 入ります。

それでは、発議第4号、木曽岬町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを 原案のとおり決定することに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。起立全員です。したがって、日程第26、 発議第4号、木曽岬町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

日程第28 請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願 書

日程第29 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充 を求める請願書

日程第30 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書

○議長(伊藤律雄君) 次に、日程第27、請願第1号から日程第30号、請願第4号までの請願書4件を上程し、これを議題とします。

事務局長に請願の文書を朗読いたさせます。

- 〇議会事務局長(白木 悟君) 議長。
- 〇議長(伊藤律雄君) 議会事務局長。
- **○議会事務局長(白木 悟君)** それでは、お手元の請願文書表をごらんいただきたいと 思います。

今期定例会には4件の請願が届けられております。まず、受理番号1、受理年月日、令和元年8月20日、件名といたしまして、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を認める請願でございます。

請願の要旨といたしましては、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持、向上を図るため、国が必要な財源を措置するとの趣旨で確定された制度である。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障し、地域間格差を生じないようにするためには、国庫負担金による財源の確保と、その増額が必要である。義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書を政府関係機関に提出を求める請願でございます。

請願者の住所及び氏名といたしましては、記載の5名でございます。なお、代表者の方は、末尾記載の三重県教職員組合桑名支部支部長、斎藤傑氏でございます。紹介議員は伊藤好博議員でございます。

次に、受理番号2、受理年月日、令和元年8月20日です。件名といたしましては、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算充実を求める請願でございます。

請願の要旨は、学級編成について国際的に比較すると、OECD加盟国の1クラス当たりの児童生徒に対して、日本の1クラス当たりの児童生徒の平均より大きく上回っている。個別の支援を必要とする児童生徒が増加している今、教職員がよりきめ細かく児童生徒に向き合う環境整備が必要です。教職員定数の充実を求めた教育条件の整備を進めていくことが子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

少人数編成を進めるための教職員定数改善の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見 書を政府関係機関に求める請願書でございます。

請願者の住所、氏名及び紹介者につきましては、受理番号書どおりでございます。

次に、受理番号3、受理年月日、令和元年8月20日、件名として、子どもの貧困対策 の推進と就学・就学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の要旨は、学校にはさまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚生労働省によると、子どもたちの貧困率は13.9%になり、およそ子ども7人に1人が貧困状態にあると言えます。また、大人1人の世帯はより著しく厳しい経済状況に置かれています。そのため、教育に係る公的な支援は重要です。

子どもたちに対し、教育相談や関連機関との連携した支援を行う取り組みが必要であり、 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障 制度の拡充を求める意見書を政府関係機関に提出する請願書でございます。

請願者の住所及び氏名並びに紹介者につきましては、前号と同様でございます。

次に、受理番号4、受理年月日、令和元年8月20日でございます。件名として、防災 対策の充実を求める意見書でございます。

請願の要旨は、県内の9割以上の公立学校が避難所指定を受けていますが、防災関連施設 では一分であるとは言えません。災害時における電気、水道等、ライフラインの確保についても課題があります。また、屋内運動場の天井等の落下対策もいまだに完了していません。

避難所となった学校において、地域と連携し、学校として初期対応の内容などの論議も 必要であり、学校、家庭、地域が連携した防災、減災の地域づくりが急務であります。

子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を 求める意見書を政府関係機関に求める請願書でございます。

請願者の住所及び氏名並びに紹介者につきましては、前号と同様でございます。

以上でございます。

○議長(伊藤律雄君) 請願書の審議については、会議冒頭で議会運営委員長より委員会付託を省略し、本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りいたします。

ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略し、本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、上程しました請願第1号から第4号の請願4件については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

それでは、請願書の審議に入ります。

日程第27、請願第1号から日程第30、請願第4号までの4件の請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

- 〇9番(伊藤好博君) 議長、9番。
- 〇議長(伊藤律雄君) 9番議席、伊藤好博君。
- ○9番(伊藤好博君) それでは、請願第1号から趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書。

趣旨といたしまして、義務教育国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な 財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくよう、お 願い申し上げます。

請願の理由といたしまして、義務教育国庫負担制度は憲法の要請に基づく義務教育の根 幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の持続向上を図るため、国が責任を 持って必要な財源を処置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教育費等は一般財源の中に組み込まれています。例えば2017年の学習指導要領等改訂により、今後、プログラミング教育等が導入されていくにもかかわらず、教育用コンピューター機器端末の整備状況は都道府県で格差があり、三重県内においても地域間格差があります。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障するには、極めて重要です。義務教育費の水準を安定確保し、地域間格差が生じないようにするために、一般財源ではなく国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実を強く切望するものです。

次に、請願2号の説明を申し上げます。

同じく、請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員定数改善計画の策定、実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願の理由といたしまして、子どもたちの姿を出発点とした主体的で共同的な豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が最も重要な環境整備の1つだと考えます。

学級編成について国際的に比較すると、経済協力開発機構、OECD加盟国1クラス当たりの児童生徒数が小学校21人、中学校23人であるのに対し、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人、三重県は、小学校25.1人、中学校32人と、OECD加盟国の平均を大きく上回っています。

2018年、個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒が増加している今、教職員がよりきめ細かな児童生徒一人一人と向き合うためのさらなる環境整備が必要です。

2018年における日本の教育機関に対する公財政支出は対GDP比4.1%で、OECD加盟国平均5.0%にいまだ及んでいません。教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条例の整備を進めていくことが山積する教育課題の解決につながり、さらには、子どもたち一人一人を大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

以上のような理由から、少人数学級編成を進めるための教職員定数改善計画の策定、実施と、教育予算の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第3号の説明を申し上げます。

同じく、請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度が拡充 するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。 請願の理由。

学校にはさまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の国民生活基準調査(2016年)によると、子どもの貧困率は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。

また、大人1人世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯、貧困率10.7%より著しく厳しい経済状況に置かれています。そのため、教育に係る公的支援は極めて重要です。子どもたちに対し、教育相談などを充実させる取り組みや学校だけでは解決が困難な事案について、関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は、国際的な比較において最も高い水準の国の1つであるとされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても68%が私費負担で賄われ、 OECD平均の30%を大きく上回っています。

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるためには、貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度、施策のより一層の充実が必要です。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号の説明を申し上げます。

これまでと同様に、請願書の朗読をもって説明させていただきます。

防災対策の充実を求める請願書。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定 した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出していただく ようお願い申し上げます。

請願の理由。

南海トラフ巨大地震の被害想定第2次報告では、東海地方が大きく被災した場合、三重 県内の避難者数は地震発生翌日で約35から56万人に上り、1カ月後においても約10 から20万人が避難生活を続けることになると推計されています。

東日本大震災や西日本豪雨等、これまでの災害で多くの学校が避難所となったように、 県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。しかし、三重県における防災 関係施設設備の設置率は、屋内運動場、多目的トイレ、28.4%、貯水槽、プールの浄 化装置、69.2%——これは2017年です——など、十分であるとは言えず、災害時における電気や水道などのライフラインの確保についてもまだまだ課題があります。

また、耐震化対策のうち屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟でいまだ完了していません。さらには、避難所となった学校において、地域と連携し、学校としてどのような初期対応が必要か等の議論も必要です。

地震や風水害等、さまざまな災害を想定した学校施設設備の整備を進める上で、その学校施設設備が災害時により一層生かされるように、学校、家庭、地域が連携した防災、減災の地域づくりが急務です。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を進めることを強 く切望するものです。

以上、請願書4件の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤律雄君) ただいま請願書4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、何か御質疑ございましたら発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(伊藤律雄君) 特に質疑がないようですので、質疑を終結します。 次に、請願第2号について、何か御質疑がございましたら発言願います。
- 〇8番(中川和子君) 議長、8番。
- 〇議長(伊藤律雄君) 8番議席、中川和子君。
- ○8番(中川和子君) 請願の理由の中に、3行目の学級編成についての国際比較があるんですが、その末尾に2018年と書いてあるんですが、去年は2017年で内容が全く同じなんですね。三重県は書いていないんですが、OECD加盟国1人当たりの児童数と日本の1人当たりの児童数が全く同じということは、年が変わって同じということはあり得ないと思うんですが、そこのあたりの数字のことをお伺いしたいと思います。
- ○9番(伊藤好博君) 議長、9番。
- ○議長(伊藤律雄君) 9番議席、伊藤好博君。
- **〇9番(伊藤好博君)** この請願は、三重県の教職員組合の中央からおりてきた請願でありまして、数字等に関しては、私は読み上げさせていただいたとおりですので、質問にあった、違っているかどうかと疑われても答えようがございませんので、御了承願います。
- ○議長(伊藤律雄君) 中川和子君、よろしいですか。

特に質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、何か御質疑ございましたら発言ください。

〇8番(中川和子君) 議長、8番。

- 〇議長(伊藤律雄君) 中川和子君。
- ○8番(中川和子君) これも請願理由の内容ですが、国民生活基礎調査が2016年で、 子どもの貧困率が13.9、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にある、これも2 016にはなっていますが、最新データが2015という新聞の資料もありますが、これ も請願2号と同じような御答弁になるんでしょうかね。
- 〇9番(伊藤好博君) 議長、9番。
- 〇議長(伊藤律雄君) 9番、伊藤好博君。
- **〇9番(伊藤好博君)** 同じような答弁になると思いますが、これも三重県の教職員組合の中央からの文章で来ておるのでありまして、書いてあるとおりだと私は思っております。 以上です。
- ○議長(伊藤律雄君) 中川和子君、よろしいですか。

特に質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、何か御質疑ございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤律雄君) 特に質疑がないようですので、質疑を終結します。 続きまして、討論に入りますが、御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、討論に入ります。

討論は一括討論といたします。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(伊藤律雄君) 特に討論がないようですので、討論を終結します。御異議ございませんですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤律雄君) 異議なしと認めます。よって、討論を終結します。 これより上程されました請願書の採決を行います。

[「議長、動議」と呼ぶ者あり]

- ○議長(伊藤律雄君) 8番議席、中川和子君。
- ○8番(中川和子君) 請願2号と請願第3号は、趣旨には賛成をするんですが、請願理 由の中の数値等に正確性に疑問がありますので、趣旨採択にしていただきたいと思います。
- ○議長(伊藤律雄君) ここで休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時21分再開

○議長(伊藤律雄君) 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま中川和子君より動議の発言が出ましたが、これに賛成の方は起立願います。

「替成者起立〕

○議長(伊藤律雄君) 起立ございません。これをもちまして終結します。動議は認めません。成立します。

これより上程されました請願採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第27、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書 を採択することに替成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。全員です。よって、日程第27、請願第 1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号、採決を行います。

日程第28、請願第2号、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(伊藤律雄君) 起立多数です。よって、日程28、請願第2号は、採択すること に決定いたしました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第29、請願第3号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。起立多数です。よって、日程第29、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号の採決を行います。

日程第30、請願第4号、防災対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は 御起立願います。

[賛成者起立]

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第30、請願第4号は、採択することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前11時24分散会

○議長(伊藤律雄君) 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長を初め執行部の方々には大変御苦労さまでした。

なお、一般質問日は9月18日午前9時から再開されますので、御出席を賜りますよう お願い申し上げます。ありがとうございました。